平成２５年（フ）第２０１号
静岡県富士宮市上柚野727番地
破産者　伊藤　　功
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７５７号
愛知県大府市共西町７丁目55番地　レオパレスクレール201号
破産者　中川　信一
1　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午前10時15分
平成26年８月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１号
奈良市肘塚町177番地の３
破産者　寺田　陽一
1　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
2　一般調査期日　平成26年10月14日午前10時20分
平成26年８月14日　　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８２５号
福岡県中間市大字上底井野763番地８、開始決定時の住所福岡県中間市長津３丁目９番10号　ユニフレックス中間Ａ102号
破産者　長尾　政明
1　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
2　一般調査期日　平成26年10月２日午前10時30分
平成26年８月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７９号
群馬県太田市由良町1016番地６、旧住所群馬県太田市別所町464番地５
破産者　小谷野和男
1　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
2　一般調査期日　平成26年11月４日午前10時20分
平成26年８月12日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４６５５号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1006号
破産者　吉田昇生こと　吉田　　昇
1　破産債権の届出期間　平成26年９月24日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午後３時30分
平成26年８月15日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第７９３９号
静岡県熱海市桃山町23番18号　ガウス熱海桃山103
破産者　杉澤　修一
審尋期日　平成26年10月14日午後３時
平成26年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１３４号
東京都足立区舎人３丁目９―５
破産者　川崎　直樹
審尋期日　平成26年11月10日午後２時30分
平成26年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１９号
熊本市中央区安政町１番２号
清算株式会社　株式会社ＫＴＢ
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２６年（再）第３７号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵747番地３
再生債務者　藤川　宝夫
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　柴田　祐之
平成26年８月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目15番14号
再生債務者　三好　高広
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　尼崎市昭和南通３丁目26番地　尼崎松本ビル５階　梶尾法律事務所　弁護士　梶尾　節生
平成26年８月12日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第２０号
千葉県君津市三直1348番地１
再生債務者　学校法人千葉国際
1　決議に付する再生計画案　平成26年８月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年９月30日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年９月22日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月16日
平成26年８月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
長崎市京泊２丁目10番２号
再生債務者　新長崎水産株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月11日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年８月12日　　長崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２０号
札幌市中央区北５条西２丁目５番地ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ９階
再生債務者　株式会社モーリスフランク・ジャパン
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年８月13日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３６号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目79番地の１メゾンプロムナードⅡ303号
再生債務者　藤山　賢治
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月９日から平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３７号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目79番地の１メゾンプロムナードⅡ303号
再生債務者　藤山　智子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月９日から平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３１号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目５番10号、住民票上の住所長野県東御市県163番地１　ミマキステイ田中505
再生債務者　石井　千明
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月17日から平成26年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係